

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青梅飯能線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
飯能市大字大河原字深沢口四三〇 番一地从り同市大字大河原字別 所平二三八番五地先まで	飯能市大字大河原字深沢口四三〇 番一地从り同市大字大河原字別 所平二三八番五地先まで	飯能市大字大河原字深沢口四三二 番一地从り同市大字大河原字別 所平二四二番一地从り先まで	区 間
一〇・七一 二〇・六六	一〇・六二 一四・八九	一一・一六 一三・九七	敷地の幅員 (メートル)
二四九・四一	二二八・八七	九六・三七	延 長 (メートル)
昭和四十九年十二月十 九日付け指令飯土第一 八五四号の変更	昭和四十九年十二月十 九日付け指令飯土第一 八五四号の変更	飯能市に引き継ぐ	備考